

制定 令和2年4月13日 島運公示第1号  
改正 令和5年8月 1日 島運公示第3号  
改正 令和6年4月 1日 島運公示第1号

## 公 示

### 一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示等の基準について

島根運輸支局管内における一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示事項及び表示方法等についての基準を別添のとおり定める。

令和2年4月13日

中国運輸支局島根運輸支局長 土生眞生

## 別 添

### 一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示等の基準

タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、道路運送車両法、関係法令及び運賃実施通達の規定のほか、平成14年3月26日付中国運輸局公示第220号で定められているところであるが、島根運輸支局管内における基準を下記のとおり定める。

また、同公示記の3の判断は本基準に沿って行う。

#### 記

##### I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、この公示に定める表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならない。  
なお、表示する文字の大きさは、別途の規定がある場合を除き、縦横50ミリメートル以上とする。
3. 表示事項については、容易に消去又は除去できないもの若しくは脱落するおそれのないものを使用し、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるよう努めなければならない。
4. 表示装置、表示板の取扱いは適切に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
5. 法令又は本基準に定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限度の物であって、運転者及び旅客の視野又は法令若しくは本基準に定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

##### II 一般タクシーの表示等

1. 運賃メーター器（「外付け運賃・料金ユニット」を使用する場合は、それも含める。以下同様）

運賃メーター器は、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器の表示が確認できる位置に装着する。

## 2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造で点灯装置によるものであり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

ただし、時間制運賃のみを適用する車両にあってはこの限りで無い。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとする。

ただし、車外表示装置（表示灯）に、（2）①から⑪までの事項が表示される場合にあっては、車外に向けての表示は必要ないものとする。

### （1）装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、別表1「一般タクシーの表示方法」の例による位置に装着する。

なお、Ⅱ2. のただし書きの車外表示装置（表示灯）を使用する場合は、車内表示装置をダッシュボード、又は前席左前に装着することができる。

### （2）表示事項

表示装置による表示のうち、下記⑤から⑪まではⅡ7. の表示板によることができる。

#### ①『賃走』

距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

#### ②『支払』

運賃の支払をしている場合に、車内及び車外に向けて表示する。

#### ③『空車』

空車の場合に、車外に向けて表示する。

#### ④『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

#### ⑤『迎車』

ア. 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。（ただし、⑥に規定する『予約』を表示する場合は適用しない）

イ. 『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

#### ⑥『予約』

ア. 迎車回送料金を適用せず旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。(ただし、⑤に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。)

イ. 『予約』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑦『貸切』

ア. 時間制運賃を適用する場合、又はケア運賃若しくは介護運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

イ. 『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑧『定額』

ア. 定額運賃を適用する場合に、車外に向けて表示する。(ただし、⑨に規定する『観光』を表示する場合は適用しない。)

イ. 『定額』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑨『観光』

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『観光』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『観光』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑩『回送』

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑪『救援』

ア. 救援事業を行う場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

3. 車外表示装置

車両の屋根に表示灯を装着する場合は、次に掲げる表示装置を、別表1「一般タクシーの表示方法」による位置に装着する。

なお、車外表示装置に使用する灯火の色は道路運送車両の保安基準に適合するものでなければならない。

(1) 事業者名等表示灯

『タクシー』、『TAXI』、事業者の名称若しくは記号を表示したもの。

なお、記号は、商標登録がされたもの等、周知されているものに限る。(以下、「記号」について同じ。)

(2) 車種区分表示灯

車種区分(『普通』『大型』『特大』のいずれか)を表示することができる。

車種区分を表示する場合は、中国運輸局長公示により運賃適用地域ごとに定められた車種区分のうち、当該車両に適用する車種区分を表示すること。

なお、上記(1)の表示灯にこれを併記することもできる。

(3) 禁煙車表示灯

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示すること。

なお、『禁煙マーク』と『禁煙車』を併記することもできる。

表示灯は別表2「禁煙表示灯の表示方法」の規格による。

#### 4. 車外表示

車両の外側(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表1「一般タクシーの表示方法」の例により表示する。

なお、表示方法はペンキ等の塗色又は容易に除去できないステッカーによるほか、マグネットシート等脱落の恐れがないものとすること。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号(法人における「株」、「有」等は省略可)

(2) 『タクシー』又は『TAXI』(上記(1)の名称に当該文字が含まれている場合又は「交通」の文字が含まれている場合はタクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定指定地域を除き省略できる。)

(3) 所属営業所の所在地名の略称

所属営業所の所在する市町村名、営業区域名又は地区名(市町村合併が行われた場合の旧の市町村名を含む。)のいずれか。

(『市』、『町』、『村』の文字は省略する。)

(4) 初乗運賃額等

当該車両に適用する初乗運賃額を赤色文字で表示する。

ただし、運賃及び料金の認可時等において別途指示があった場合は、当該指示による。

なお、前面ガラスに表示する場合は、道路運送車両の保安基準第29条第4項第7号の規定による、平成元年5月1日付け中国運輸局公示第113号で、縦5.6cm以内、横11cm以内のもので、前面ガラス左側上部に貼付することが指定されているので注意すること。

(5) 『普通』・『大型』・『特大』のいずれかを表示することができる。

車種区分を表示する場合は、中国運輸局長公示により運賃適用地域ごとに定められた車種区分のうち、当該車両に車種区分を表示すること。

(6) 禁煙車表示

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示すること。

表示方法は別表2「禁煙表示灯の表示方法」の例による。

## 5. ユニバーサルデザインタクシー車両の表示

(1) 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ① 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日までにレベル2の認定を受けた一般車両については、別表4の1に定める表示マークを表示するものとする。
- ② 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日までにレベル1の認定を受けた一般車両については、別表4の2に定める表示マークを表示するものとする。
- ③ 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車いす用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別表4の3に定める表示マークを表示することを推奨する。
- ④ 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日以降にレベル2の認定を受けた一般車両については、別表4の4に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑤ 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日以降にレベル1の認定を受けた一般車両については、別表4の5に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑥ 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において準レベル1の認定を受けた一般車両については、別表4の6に定める表示マークを表示するものとする。

- (2) 表示マークの大きさについては、縦横 15 cm以上とする。
- (3) 表示位置については、窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

## 6. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には視野及び運転操作を妨げない位置で、次により表示又は掲示する。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

旅客から見やすいように掲示する。

- (2) 登録タクシー運転者証

タクシー業務適正化特別措置法の規定により「登録タクシー運転者証」を表示しなければならない場合は、裏を旅客から見やすいように表示する。

- (3) 深夜早朝における運賃の割増適用時間の表示

旅客から見やすい位置に適切に表示することとし、文字の色は夜間でも容易に識別できる色を用いること。

- (4) 禁煙表示

旅客から見やすい位置（例：防犯仕切板・後部ドア窓ガラス等）に表示する。

- (5) 初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、割増適用時間、料金及び適用方

旅客から見やすい位置に表示する。

## 7. 表示板による車内表示（上記2. の車内表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）

表示板は、縦 90、横 200 ミリメートル以上、表示する文字の大きさは縦横 70 ミリメートル以上とし、白地に黒文字とする。（以下、「表示板」について同じ。）

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表1「一般タクシーの表示方法」とし、車外前面から明瞭に確認できるように表示する。

- (1) 『迎車』板

ア. 旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合に、迎車板を掲出しなければならない。（ただし、(3) に規定する『予約』板を掲出する場合は適用しない。）

イ. 迎車板は、前記の場合以外は掲出してはならない。

- (2) 『予約』板

迎車回送料金を適用しない車両であって旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合は、予約板を掲出しなければならない。（ただし、(2) に規定する『迎車』板を掲出する場合は適用しない。）

### (3)『貸切』板

ア. 時間制運賃を適用する場合、又はケア運賃若しくは介護運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、貸切板を掲出しなければならない。

イ. 貸切板は、前記の場合以外掲出してはならない。

### (4)『定額』板

ア. 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。

イ. 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

### (5)『観光』板

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合は、観光板を掲出しなければならない。

イ. 観光板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 観光板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

### (6)『回送』板

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレの為、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃、料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に、回送板を掲出しなければならない。

イ. 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 回送板は、全車両に備え付けておかなければならない。

エ. 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

### (7)『救援』板

ア. 救援事業を行う場合は、救援板を掲出しなければならない。

イ. 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

## 8. 適用除外

(1) 営業所のみにおいて運送の引き受けを行うもの、又はあらかじめ予約を受け

て行う輸送に使用する車両であって、冠婚葬祭の場合等で旅客から表示灯等を外すよう求められた場合等は、別添第1号様式による「タクシー車両の表示等実施適用除外承認申請書」を提出し、島根運輸支局長の適用除外の承認を受けた車両については、次に掲げる規定のみを適用し、その他は適用を除外する。

- ① 上記「Ⅱ 4. 車外表示」のうち、(1) 事業者の氏名、名称又は記号
  - ② 上記「Ⅱ 6. 車内表示又は掲示事項等」のうち、(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号並びに (4) 禁煙表示
- (2) 一定の地域において相当程度禁煙車が導入される場合であって、利用者に周知されていると認められる地域については、上記「Ⅱ 3. 車外表示装置」のうち、(3) 禁煙表示灯は装着しなくてよいものとする。

島根運輸支局における禁煙表示灯を装着しなくてよい地域は、別表5のとおりとする。

#### 9. 福祉輸送車両の取扱い（福祉輸送事業限定事業者を除く。）

一般タクシー事業者が福祉輸送を行う場合の表示等については、「Ⅲ 福祉輸送事業限定事業者が使用する車両（セダン型を含む。）の表示等」に準ずる。

### III 福祉輸送限定事業者が使用する車両（セダン型を含む。）の表示等

#### 1. 車外表示事項

車両の側面にする表示事項については次に掲げるものとし、それぞれの表示方法は次によるものとする。

また、表示する位置は別表3「福祉輸送自動車の表示方法」の例による。

なお、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。文字の色は車体の塗色を考慮し、明瞭に識別できる色を使用すること。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

##### (1) 事業者の氏名、名称又は記号

事業者名（名称）が容易に特定できるよう表示すること。

（法人における「(株)」、「(有)」等は省略可）

##### (2) 「福祉輸送車両」

##### (3) 「限定」

##### (4) 初乗運賃額等

『初乗』の文字及び初乗運賃額（当該車両に適用する初乗運賃額）を赤色文字で表示する。

ただし、運賃及び料金の認可時等において別途指示があった場合は、当該指示による。

なお、前面ガラスに表示する場合は、道路運送車両の保安基準第29条第4項第7号の規定による、平成元年5月1日付中国運輸局公示第113号で縦5.6cm以内、横11cm以内のものと指定されているので注意すること。

## 2. 車内表示及び掲示事項

車両の内部にする表示又は掲示事項は次に掲げるものとし、それぞれの表示又は掲示方法は次によるものとする。

### (1) 事業者の氏名又は名称

視野及び運転操作を妨げない位置で旅客から見えやすく固定式とする。

### (2) 自動車登録番号

掲示方法は(1)と同じ。

### (3) 運賃及び料金の内容

認可を受けた運賃及び料金並びに適用方法について、旅客に見やすい位置に適切に表示する。

### (4) 『禁煙マーク』又は『禁煙車』

旅客から見やすい位置に適切に表示する。

## 3. 車内表示装置、表示板

車両の内部に装着する表示装置又は表示板は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方の位置に装着し、表示事項は次に掲げるものとし、それぞれの表示方法は次によるものとする。

なお、表示は車外から明瞭に確認できるものとし、運賃メーター器を設置する場合は、当該表示が連動して作動する構造であること。

### (1) 『賃送』

距離制運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

### (2) 『支払』

支払いの場合に、車内及び車外に向けて表示する。

### (3) 『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

### (4) 『迎車』

旅客の申込みを受けて指定場所に迎車回送するとき、車外に向けて表示する。

(ただし、(3)に規定する『予約』を表示する場合は適用しない。)

#### (5)『予約』

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の申し込みを受けて迎車回送する場合（ただし、(2)に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。）

#### (6)「回送」

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

#### (7)「貸切」

ア. 時間制運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

#### (8)『救援』

ア. 救援事業を行う場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

#### (9)『定額』

ア. 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

イ. 『定額』は前記の場合以外を表示してはならない。

ウ. 『定額』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

### 4. 運賃メーター器

運賃メーター器は、運転席でのメーター操作が容易で、かつ旅客から運賃の表示が確認できる位置に装着すること。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限りではない。

1. 本基準は、令和2年4月13日より施行し、令和2年1月23日付け島運公示第10号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示等の取扱い基準について」は、令和2年4月12日限り廃止する。

#### 附 則

1. 本公示の改正は、令和5年8月1日より適用する。
2. 本改正の適用日に現に存する事業用自動車の表示等については、なお従前の例によることができる。

第1号様式  
令和 年 月 日

中国運輸局島根運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

### タクシー車両の表示等実施適用除外承認申請書

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の表示等について、タクシー車両の表示等の基準により難い車両として適用除外の承認を申請します。

記

#### 1. 氏名又は名称及び住所

#### 2. 適用除外を受けようとする車両

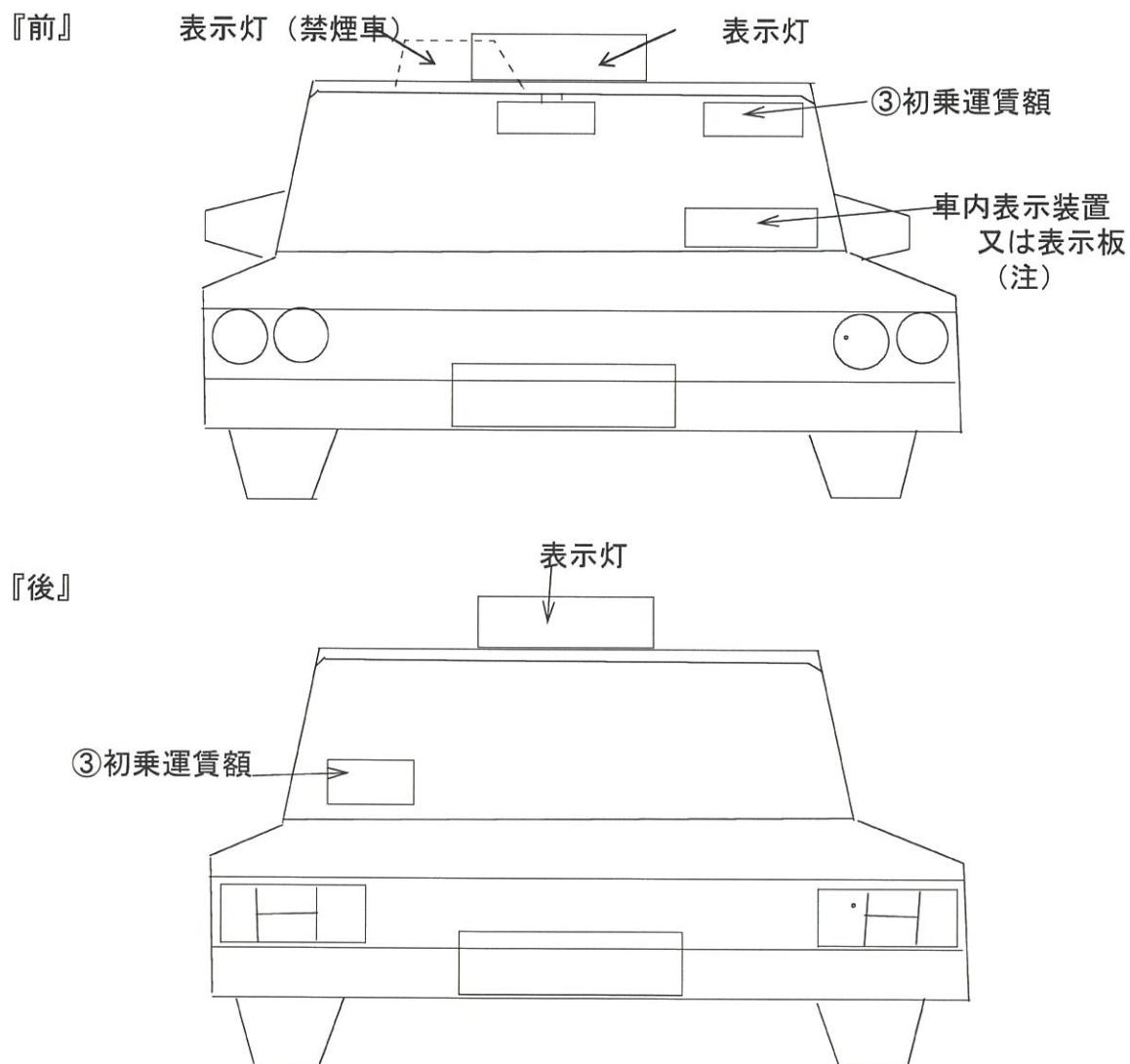
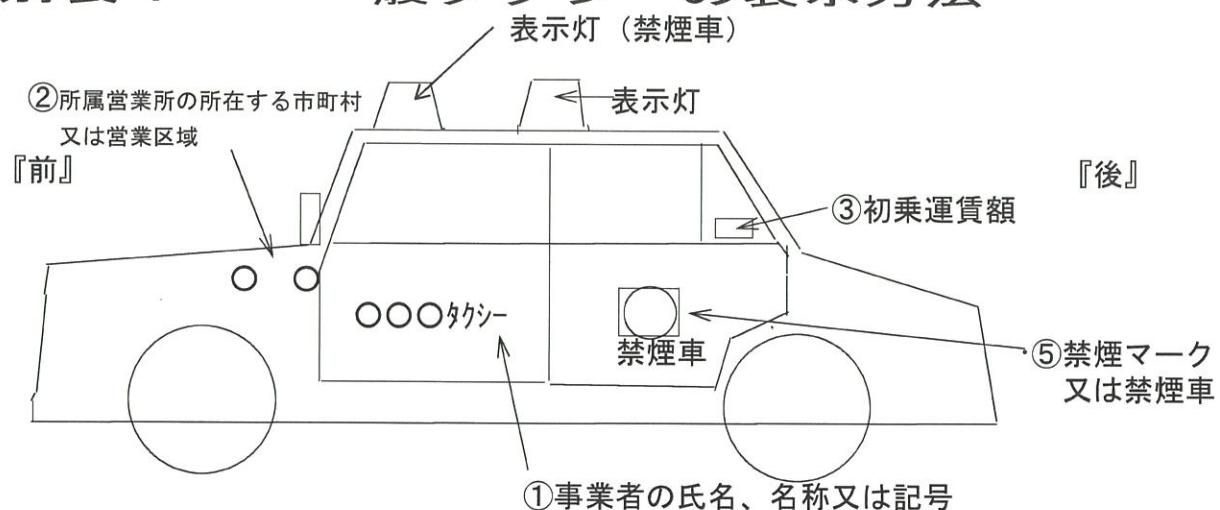
登録番号	車 名	型 式	乗車定員	所属営業所	備 考

#### 3. 適用除外を受けようとする表示事項等

※事業者の氏名、名称又は記号等については適用除外になりません。

#### 4. 適用除外を必要とする理由

## 別表 1 一般タクシーの表示方法

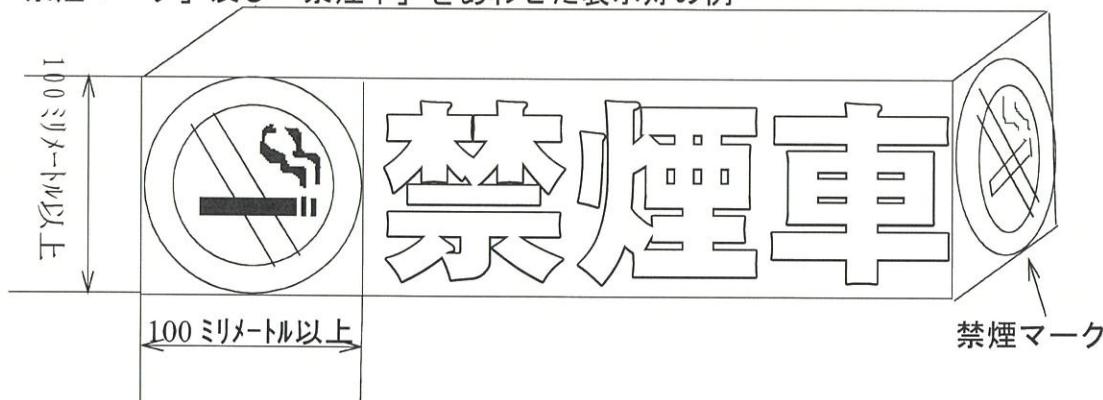


注：車外表示装置（表示灯）に（2）表示事項①から⑪が表示される場合は、ダッシュボード等への装着でも可

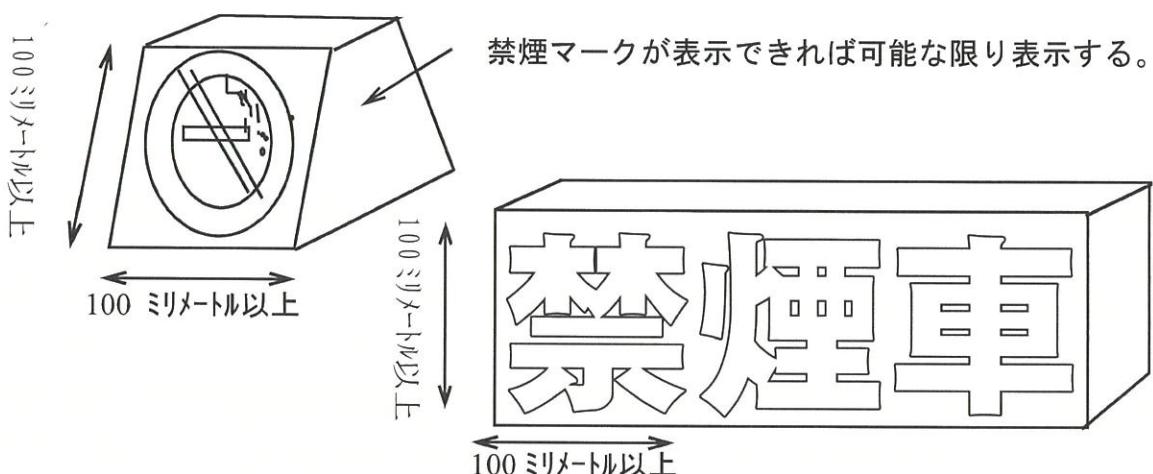
## 別表2 禁煙表示灯の表示方法

### (1) 表示灯

「禁煙マーク」及び「禁煙車」をあわせた表示灯の例

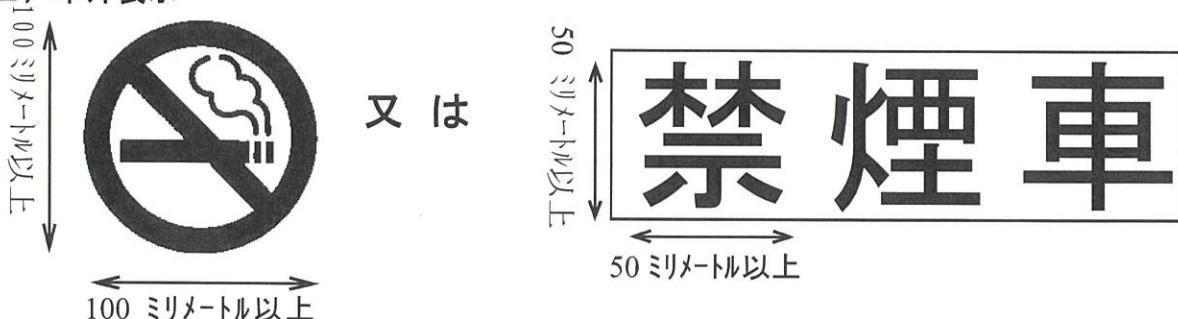


「禁煙マーク」又は「禁煙車」のみの表示灯の例



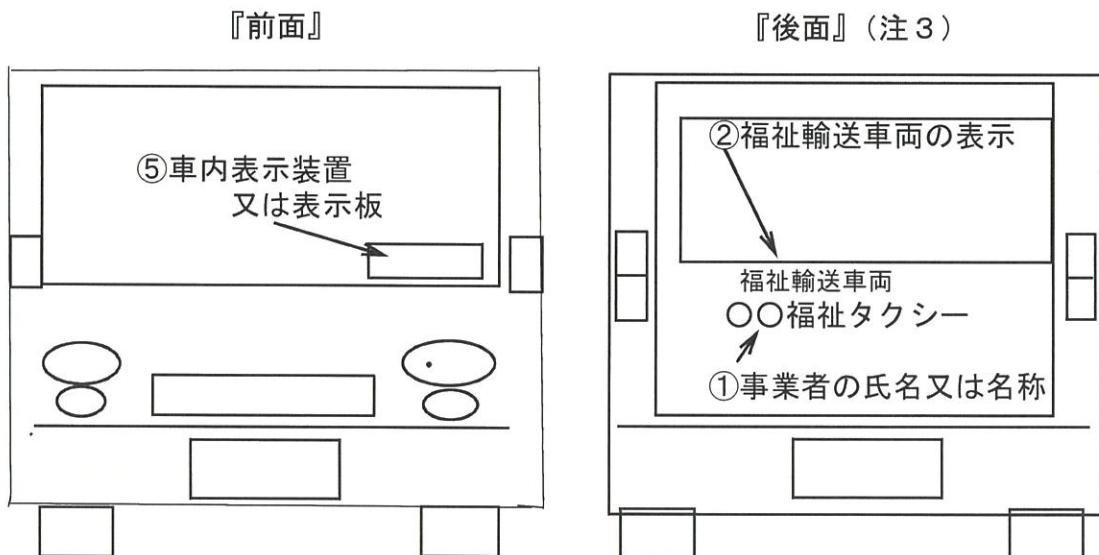
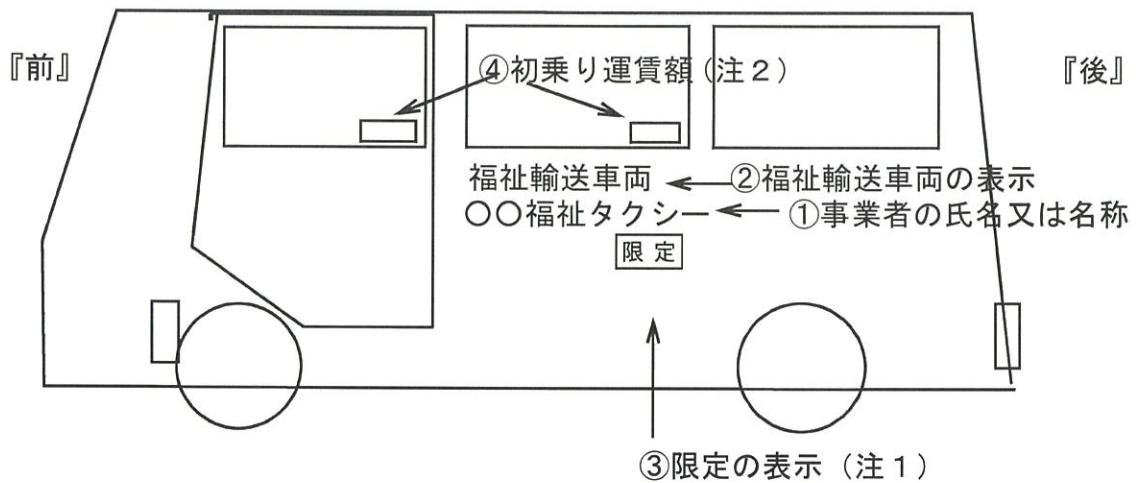
注：灯光色等については、平成14年5月24日付け中国自旅二第51号による

### (2) 車外表示



注：車内表示についても車外表示と同様とするが、大きさについては規定しない

### 別表3 福祉輸送自動車の表示方法



注1：③の「限定」については福祉輸送事業限定事業者のみ表示

注2：④の初乗り運賃額については、旅客に見やすい位置に適切に表示することでも可

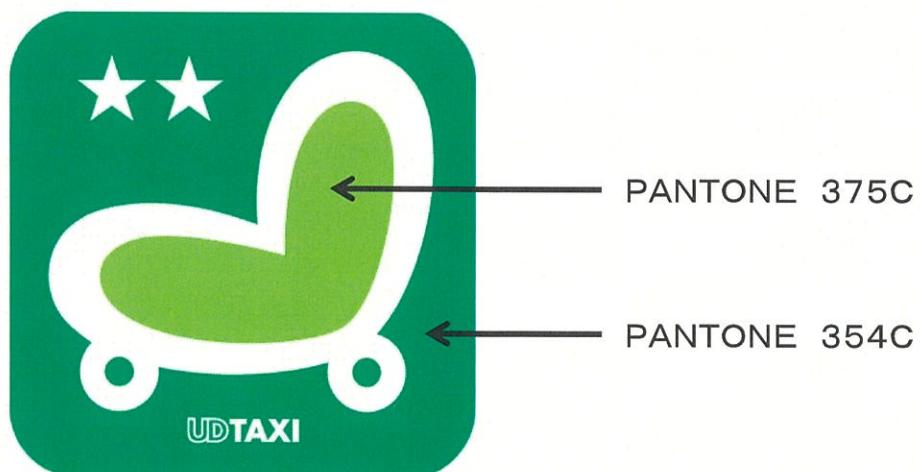
注3：『後面』については表示省略も可

別表4の1

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和2年3月31日改正以前)」においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

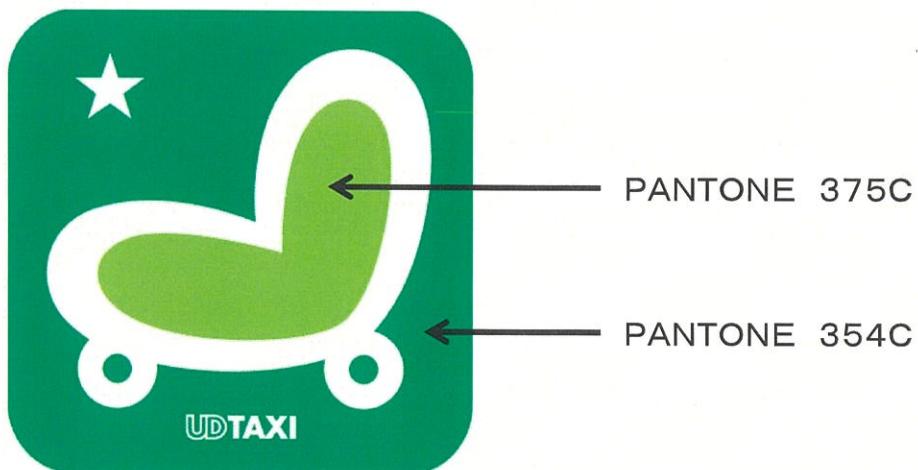


別表4の2

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和2年3月31日改正以前)」  
においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

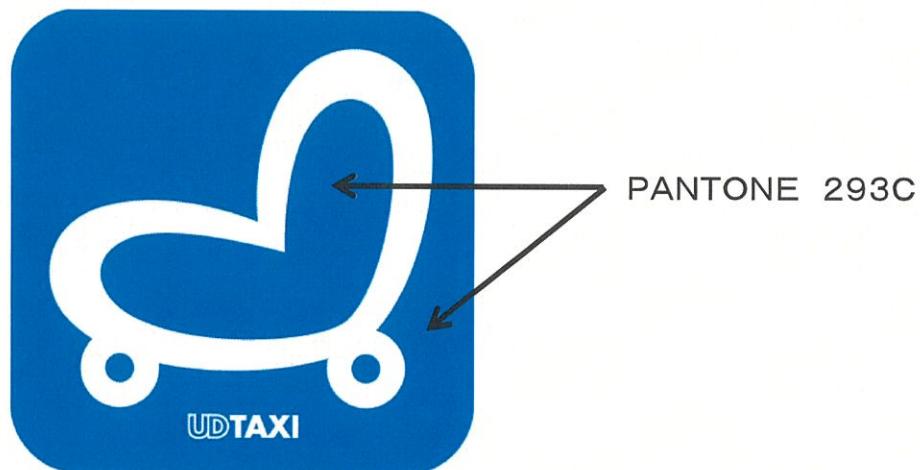


別表4の3

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない  
車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



※配色について

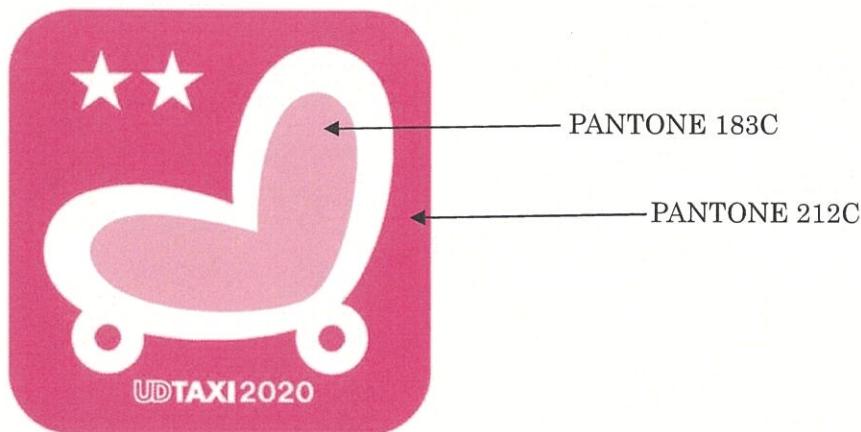


別表4の4

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和2年3月31日改正）において  
レベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

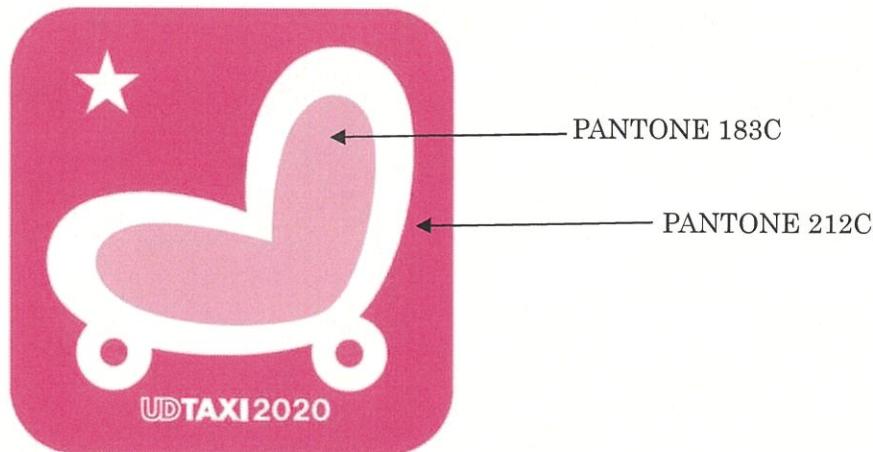


別表4の5

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和2年3月31日改正）において  
レベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

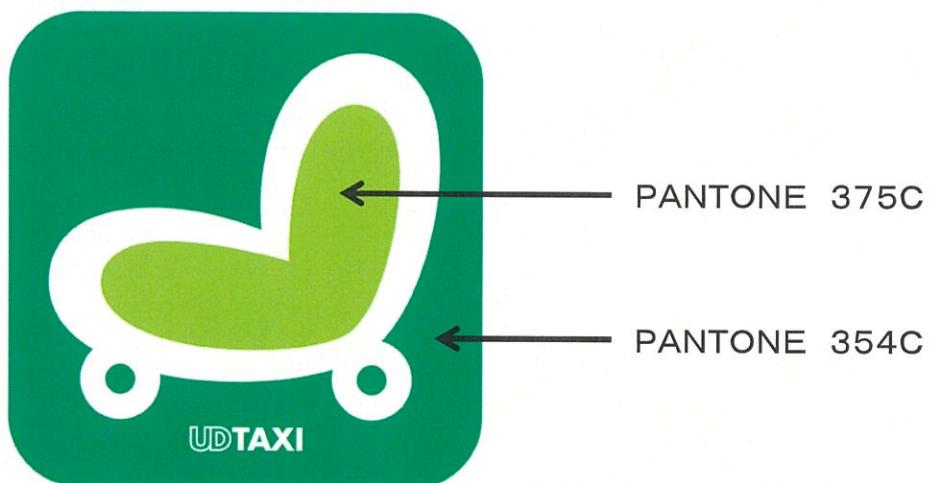


別表4の6

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和6年4月1日改正)」  
において準レベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について



別表5

禁煙車表示灯を装着しなくてよい地域

営業区域	市　町　村　名
松江市	松江市
浜田市	浜田市
出雲市	出雲市
益田市	益田市
大田市	大田市
安来市	安来市
江津市	江津市
雲南交通圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁多郡	奥出雲町
邑智郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿足郡	津和野町、吉賀町
隱岐郡	隱岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村